平成２１年（フ）第９４１９号
大阪市住之江区南港北１丁目30番30―605号、開始決定時の住所大阪市住之江区南港中５丁目５番33―605号
破産者　石井大一郎
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２１９号
大阪市此花区高見３丁目10番４号
破産者　村上　常範
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２４号
大阪市大正区鶴町２－１―12寿荘Ｊ号室、開始決定時の住所大阪市西成区天下茶屋３丁目３番４号
破産者　松岡　　孝
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９２４号
大阪市住吉区遠里小野６丁目17番18号ＢＡＣＥ－ＯＮＥ住吉205号、開始決定時の住所大阪市住吉区万代６丁目４番25号
破産者　杉本　康徳
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１３７号
大阪府枚方市長尾家具町１丁目12番地の62
破産者　藤井　一夫
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５２号
鳥取県倉吉市東岩倉町2252番地
破産者　圓谷　壽二
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８号
広島市南区皆実町５丁目14番１―608号
破産者　滝本　　朗
1　決定年月日　平成22年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２３号
山形県西置賜郡白鷹町大字中山1951番地
破産者　布施とも子
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第７０４号
神奈川県小田原市蓮正寺528番地　市営螢田住宅１号棟８号室、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市堀西957番地の10
破産者　樽澤　健一
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７０８号
神奈川県秦野市千村４丁目３番34号　テラスプリムローズ103号、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市堀西957番地の10
破産者　樽澤　美春
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６０号
愛知県豊橋市神野新田町字イノ割65番地４101
破産者　西村　　栄
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２９７号
神戸市西区持子３丁目58番地スカイハイツⅠ―103号、開始決定時の住所兵庫県明石市大蔵八幡町15―12
破産者　藤原　　武
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４２９号
兵庫県高砂市曽根町1733番地の１
破産者　藤井　和生
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１７号
島根県益田市虫追町イ917番地２
破産者　柴田　鈴江
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第３８６号
大分県別府市大字鉄輪633番地の４
破産者　相塚　孝行
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３８７号
大分県別府市大字鉄輪633番地の４
破産者　相塚　惠子
1　決定年月日　平成22年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係